

四日市市告示第 48 号

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 27 年 2 月 9 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱（平成 25 年四日市市告示第 507 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助対象経費及び補助金額等）</p> <p>第 5 条 補助金の額は、介護施設ごとに、定員数に 1 人あたり <u>600 千円</u> を乗じて得た額と介護施設の開設のために必要な経費として別表に掲げる経費の実支出額（算定にあたっては、介護施設の開設前 6 月間を上限とする。）の合計額を比較して少ない方の額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（補助対象経費及び補助金額等）</p> <p>第 5 条 補助金の額は、介護施設ごとに、定員数に 1 人あたり <u>365 千円</u> を乗じて得た額と介護施設の開設のために必要な経費として別表に掲げる経費の実支出額（算定にあたっては、介護施設の開設前 6 月間を上限とする。）の合計額を比較して少ない方の額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 （略）</p> <p>（有効期限）</p> <p>2 この要綱は、<u>平成 28 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、<u>平成 27 年度</u> において補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 （略）</p> <p>（有効期限）</p> <p>2 この要綱は、<u>平成 27 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、<u>平成 26 年度</u> において補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する補助金から適用し、同日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)